

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議（第3回）

日時 平成19年1月16日（火）午後1時

場所 大迫総合支所 2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 学習会（市の基本構想、財政状況、市民憲章等）

4 次回市民会議の開催について

5 閉 会

花巻市総合計画

《基本構想》

～ 早池峰の風薫る

安らぎと活力にみちた

イーハトーブはなまき～



岩手県花巻市

[基本構想・目次]

第1章 序論	1
第1節 総合計画策定の趣旨	1
第2節 計画の構成と期間	1
第2章 市勢の概要と課題	2
第1節 市勢の概要	2
1 市勢	2
2 人口	2
3 産業構造	2
第2節 地方をとりまく環境の変化	3
第3節 まちづくりの課題	4
第3章 基本構想	7
第1節 将来都市像	7
第2節 まちづくりの基本理念	8
第3節 将来都市像の実現に向けた政策	9
第4節 計画の主要指標	11
1 定住人口	11
2 交流人口	13
3 産業構造	14
第5節 土地利用の基本方向	16
第6節 計画の進行管理	17

第1章 序 論

第1節 総合計画策定の趣旨

本計画は、平成18年1月1日の本市誕生に際し定めた「新市建設計画」と新たな地域課題や政策の内容を反映しながら、目標年度である平成27年度における本市の望ましい将来像を展望し、市民とともに自主・自立ある地域社会の形成を図る、総合的かつ計画的な市政運営の指針として策定するものです。

第2節 計画の構成と期間

本計画は平成19年度を初年度とする基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

平成27年度を目標年次とし、今後の本市のあるべき姿（将来像）と基本的な姿勢（理念）を定め、その実現のための基本的な政策を明らかにするものです。

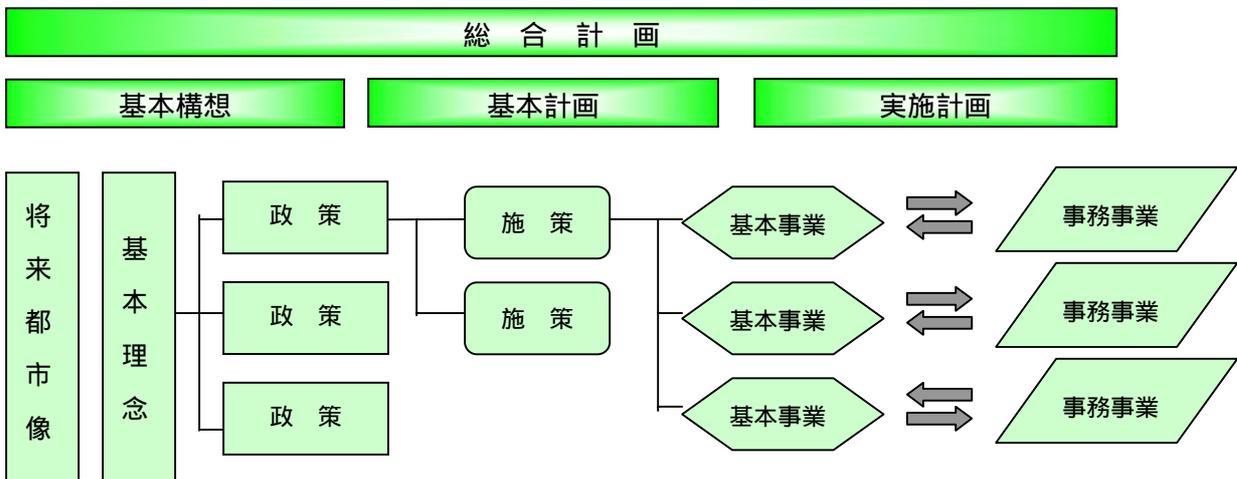
(2) 基本計画

平成27年度を目標年次とし、基本構想に掲げる将来都市像を達成するための基本的な施策の体系を示すとともに、重点的に実施する施策を明らかにするものです。

(3) 実施計画

基本計画に定められた基本的な施策の体系をどのように実施していくか具体的に明示するものです。3か年計画として、経済社会情勢の動向等を勘案しながら、行財政運営に応じて毎年度、向こう3か年を見直す方式とします。

総合計画の構成



第2章 市勢の概要と課題

第1節 市勢の概要

1. 市勢

本市は平成18年1月1日、旧花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町の1市3町の合併により誕生しました。

面積は908.32K㎡で、岩手県のほぼ中央、西側に奥羽山脈、東側には北上高地の山並みが連る北上平野に位置しています。市内には北上川が流れ、早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園等、県を代表する豊かな自然環境が広がるとともに、豊富な温泉群を有しています。

また、宮沢賢治や萬鉄五郎等の世界的にも著名な先人を輩出するとともに、早池峰神楽や鹿踊りなどの郷土芸能や南部杜氏、さき織り、ホームスパン等の優れた技術が多く伝えられています。さらに、県内唯一のいわて花巻空港があり、また東北新幹線や東北自動車道、東北横断自動車道等の高速交通網が整備されるなど、北東北の高速交通網の結節点という極めて恵まれた拠点性を有しています。

気象条件は、北上川を挟んだ低地帯の東部では内陸型盆地気象が強く、特に夏場における昼夜の温度差が大きく、冬季は比較的温暖で積雪量が少ないです。一方、西部の奥羽山麓は寒冷多雪の気候に支配され、12月から3月まで積雪もありますが、奥羽山麓にさえぎられるため、日本海側よりは少ない積雪となっています。

2. 人口

新市誕生時の人口は106,355人です。人口の動向は、国勢調査の結果では昭和40年代から増加傾向にありましたが、少子化の進展に伴い近年はわずかながら減少傾向となっています。

世代別人口比率は、年少人口(0～14歳)が13.4%、生産年齢人口(15～64歳)60.7%、老年人口(65歳以上)25.8%、となっていますが、過去20年間の推移を見ると年少人口、生産年齢人口がともに減少しており、老年人口が大幅に増加しています。

3. 産業構造

市内の生産額はこれまで増加していますが、就業者数については生産年齢人口の減少や、定職を持たない若者が増加していることなどに伴い、減少傾向にあります。産業分類別の就業者比率は第1次産業が減少を続けており、第2次産業は横這い、第3次産業は増加傾向となっています。

第2節 地方を取り巻く環境の変化

1. 地方分権の進展

地方分権一括法の施行により、国と地方の互いの役割分担が明確化され、対等と協力の関係へと大きく転換するとともに、地方の自己責任の原則が徹底されることになりました。また、三位一体改革により、国庫補助負担金や地方交付税の改革、税源移譲が進められ、地方財政は一層の健全化と効率化に迫られています。

他方、岩手県も、行財政構造改革プログラムにより、地方振興局の再編や市町村への権限移譲など、大きな取り組みを進めています。

このように、国県に依存する旧来の行財政運営を見直さざるを得ない状況にあることを認識することが必要であり、また、市民と市との関係についても、行政主導、行政依存になりがちだった従来の行政運営から、納税者たる市民がまちづくりの主体を担う、「市民主権による地域経営」への転換を進める必要があります。

そのために、住民参加のしくみを構築し、市民と行政との協働によって、個々の地域にふさわしいサービスを提供できる体制を整えていく必要があります。

2. 人口減少と急速に進む少子高齢社会

平成16年末に厚生労働省は、出生数が死亡数を下回り、我国の人口は平成17年から減少し始める見通しであると発表しました。出生数、出生率とも毎年最低記録を更新し続け、国民の5人に一人は65歳以上の高齢者が占め、少子高齢化とそれに伴う人口減少が急速に進行しています。

本市は、この傾向が全国に比較すると速く進行しており、昨年実施された国勢調査の速報結果では市全体の人口も5年前より2千百人余り減少し、また、20年前に約12パーセントだった高齢者の比率は、すでに25パーセントを超えています。

一方、「2007年問題」と呼ばれる団塊世代の大量退職が間近に迫っていることや、フリーター・ニート^{注1)}・ニート^{注2)}といった定職を持たない若者も増加するなど、人口問題は世代構成の不均衡や気質の変化も加わり、複雑な状況となっています。

この実態は、かつての増加する人口構造を前提としていた我が国の産業経済や社会保障システム^{注3)}の維持が、困難な状況であることを示しています。また、このことは、地方経済の縮小や税収の減少に直接影響します。将来は、道路や下水道などの社会資本の整備や、さらには、住民に身近な福祉や教育、消防などの仕組みも見直しの例外ではありません。

地方を取り巻く環境は、これまでの価値観や仕組みを見直さざるを得ないほど、このように急速かつ激しく変化しており、これらの課題に対応しながら、新しい自治の仕組みを構築し、新しい花巻市のまちづくりを進めなければなりません。

注1)「フリーター」 定職に就かず、アルバイトで生計を立てる人。

注2)「ニート」教育機関に所属せず、雇用されておらず、職業訓練に参加していない人。

注3)「社会保障システム」医療保険、年金保険及び介護保険などの社会保険、生活保護などの公的扶助、高齢者福祉並びに障害者福祉及び児童福祉などの社会福祉、公衆衛生及び医療、老人保健のシステムの総称。

第3節 まちづくりの課題

1．産業の振興

農林業を取り巻く状況は、担い手の高齢化や後継者不足に加え、輸入農産物や輸入木材の増加による価格の低迷などにより厳しい状況が続いており、担い手の育成および付加価値を高めた農産物の生産が求められています。また、自然環境の保全や食の安全性が重要視されている中で、農林業が果たす役割が改めて認識されるようになってきており、米をはじめ、果樹や野菜、畜産、特用林産物など地産地消をもとにした安全な農産物の生産による農林業の活性化が求められています。

工業は、雇用の場としても重要な産業分野であることから、これまで北上川流域の工業集積地として、企業誘致と、起業支援センターを中心とする内発型振興策により振興が図られて来ましたが、国際分業の流れの中において、国内立地を志向する企業の多様な要求に応じた誘致戦略の展開を図るとともに、誘致企業との連携による地場産業の育成をさらに進めることが求められています。

商業においては、商業を取り巻く環境の変化等から商店街の空洞化が進みつつありますが、商業、業務、居住等の機能が集積され、長い歴史の中で文化・伝統を育み、まちの顔として魅力ある商店街の再生が求められています。また、本市の恵まれた高速交通体系を活かした流通業務団地等の物流基盤の更なる活用も必要です。

さらに、地域経済全体の活性化策として1次・2次・3次産業といったこれまでの分野にとらわれない柔軟な発想や、産学官連携などの積極的な連携による製品開発など、多様な方策が求められています。

2．交流基盤の強化と定住人口増加

本市には、早池峰山や葛丸溪流などの先人が守り育んできた豊かな自然や、宮沢賢治や萬鉄五郎などの先人、さらに、早池峰神楽などの優れた歴史的文化遺産や花巻温泉郷などの優れた観光資源にも恵まれており、多数の観光客が訪れています。今後は、魅力的な観光施設等のより一層の充実を図るとともに、市内の豊富な地域資源を活かした新たな広域観光ルートの設定や、長期周遊型・滞在型観光の一層の推進が求められています。

一方、本市の豊富な自然環境を守り育て、調和のとれた土地利用が求められています。また、高速交通体系に関連した都市基盤や、生活道路等の整備、上下水道や公園、住宅などの生活環境の整備のほか、循環型社会の構築等を計画的に進めるなど、定住環境の整備を通じて、短期間の交流人口を定住人口へ誘導する取り組みも必要となっています。

3. 地域福祉・保健・医療の充実

本市における高齢化の進行は全国平均を上回るペースで進行しており、20年前に約12パーセントだった高齢者の比率は、すでに25パーセントを超えています。高齢化の進行は、介護を必要とするお年寄りや、ひとり暮らしの高齢者世帯などが増え、医療や福祉などのサービス需要が増してきます。このような状況のなか、国の福祉制度も平成12年度には介護保険法施行、18年度には自立支援法施行と措置制度からサービスを選択出来る契約制度へ移行し「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれる社会福祉の共通基盤の改革が行なわれているところであり、本市でも、保健、福祉、医療のネットワークを強化して、市民・地域と行政が相互に協力しあう地域福祉を推進することが求められています。

一方、生涯にわたり心身とも健康な生活を送ることは多くの市民の願いであり、地域病院、診療所等との連携強化を支援し、初期医療や慢性期治療に携わるかかりつけ医の役割を啓発するなど、市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう市民・医療機関・行政がそれぞれの役割を担いながら連携を図り健康づくりに取り組むことも重要です。

さらに、高齢者・障害者にかかわらず、あらゆる人が住み慣れた地域で充実した暮らしを続けることが出来るようなノーマライゼーション^{注4)}の理念に基づくまちづくりも重要です。

注4)「ノーマライゼーション」障害者や高齢者に関わらずあらゆる人が共に住み、共に生活できるような社会を築くこと。

4. 少子化への対応と人材育成

活力と魅力にあふれたまちづくりを推進していくためには、その担い手となる「人」を育てることが重要な課題です。

子育てについては保護者が責任を有するという基本認識のもと、保護者・行政・地域の協働の力で、安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進する必要があります。

また、学校・地域・保護者の連携を強化して地域教育の充実を図るとともに、子どもの生きる力を育み、調和のとれた人間として成長するための学校教育の充実に努め、青少年の健全育成の推進を図ることも重要です。

さらに、すべての市民がこころ豊かで生きがいを持って生活できるよう、生涯学習や、生涯スポーツ・レクリエーションの環境づくりに努めるとともに、地域に継承されてきた伝統芸能や文化を守り育て、積極的に芸術や文化に触れる機会を創造するなど、環境整備を進める必要があります。

5．市民と行政との協働

市民のまちづくりに対する関心が高まる中、市民・諸団体と行政がそれぞれの役割を理解しながら、まちづくりや防災安全など、これまで以上にさまざまな場面で協働を進めていくことが求められています。そのために行政は、市民が積極的にまちづくりに参画できる環境・仕組みを創造するシンクタンク^{注5)}として、また、市民と地域の力を合わせ連携していくコーディネーター^{注6)}としての役割が重要となってきます。

さらに、地域の自主的な防災、防犯活動の取り組みに対する支援などを行うことにより、災害や犯罪から守られる安全安心なまちづくりを進めるとともに、地域内分権を進め地域の自主性を高める取り組みが必要です。

また、安心して暮らせる社会の形成のためにも地域や職場などにおいて男女があらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けての取り組みも重要です。

注5)「シンクタンク」政策の決定について必要な情報を集めるための、各分野の専門家。

注6)「コーディネーター」物事の調整・まとめ役。

6．行財政運営

長引く景気の低迷や生産年齢人口の減少等の影響により、今後、自主財源の柱である市税の伸びが期待できないとともに、三位一体改革により、国庫補助負担金や地方交付税の改革、税源移譲が急速に進められています。このような歳入の減少が見込まれる中で行政サービスを維持・向上していくためには、合併によるスケールメリット^{注7)}を最大限に生かしながら更なる行財政の改革に努めなければなりません。そのため、職員の意識改革を行い、行政評価システムを活用し、限られた財源の効率的で効果的な運用を行うとともに、市民に対して透明性の高い行財政運営を行う必要があります。

注7)「スケールメリット」規模を大きくすることで得られる利益。

第3章 基本構想

第1節 将来都市像

本市は、四季折々に多彩な姿をみせる豊かな自然と、先人の弛まぬ努力により育まれてきた貴重な歴史的・文化的遺産や恵まれた交通条件、優れた産業技術など豊富な地域資源を有しています。

このすばらしい資源を最大限に活用し、市民と行政が力を合わせて、活力と魅力あふれる産業の振興を図り、市民誰もが健康で安心して暮らすことができ、地域相互の交流連携と一体感のあるまちづくりを目指すため、新市建設計画で定めた将来像を継承し、将来都市像を次のように設定します。

「早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトープはなまき」

「早池峰の風薫る」

花巻市の豊かな自然環境の象徴「早池峰山」に例え、四季折々の自然、特色ある郷土芸能や伝統文化などの古(いにしえ)の風が薫るまちであることを表しています。

さらに、交流のイメージを「風」に例え、これまで以上の地域相互の交流と連携により、交流の原点となるまちとして、新たな風を起こすことを表しています。

「安らぎと活力にみちた」

住む人も、訪れる人も、美しい自然と温かな人情にふれ、健やかで安心・安全を実感できるまちであること、また、潜在する多様な地域資源の結集と、交流連携や協働により、未来に向かって産業や市民一人ひとりが活力にみちたまちを表しています。

「イーハトープはなまき」

「イーハトープ」は、宮沢賢治が思い描いていた豊かな地域社会の姿であり、新たなまちの目標とします。また、「花巻」をひらがなの表記によって、やさしくそしてやわらく表しています。

第2節 まちづくりの基本理念

本市は、次の2つをまちづくりの基本的な姿勢としながら、まちづくりに取り組めます。

1 強くて優しいまちづくり

市民満足度の高い、人に優しいまちを築くには、経済と財政の基盤が堅固な、力強い都市を築くことが必要であり、産業の振興と未来を担う人材の育成に力を注ぎます。

2 市民参画・協働のまちづくり

生活者本位のまちを創るため、行政だけではなく、市民と一緒に、生活者による、生活者のためのまちづくりを目指して、市民参画、市民協働の取り組みを進めます。

第3節 将来像の実現に向けた政策

1．地域資源の連携強化で産業振興のまちづくり

地域経済の活力を高めるためには、産業の新たな展開や、雇用機会の創出が課題となります。さらに、地域経済の活性化を図るためには、魅力と活力にあふれた地域産業の振興が必要であり、産業基盤の整備充実はもとより、地域の恵まれた資源や高速交通体系などの特色を活かした活性化策を進めます。

2．交流・移住人口増加で訪れたい・住みたいまちづくり

人口の減少はまちの活力の減少をもたらしますが、少子化に伴う人口の自然減少を防ぐことはもとより、本市への交流・移住人口の増加による社会増を図ることも重要です。本市の魅力ある観光資源の活用を通じて交流人口の増加を図るとともに、魅力ある居住環境や便利で快適な交通体系の整備を進めることにより、交流人口を定住人口へ誘導する取り組みを進めます。

3．保健・医療・福祉のネットワーク拡充で安心のまちづくり

市民が適切な福祉サービスを受けられるよう行政は、関係機関との連携を密にして相談体制の強化をはじめとした支援体制の拡充に努めます。また、市民が生涯にわたり心身とも健康な生活を送ることができるよう、市民・医療機関・行政がそれぞれの役割を担いながら、健康づくりに取り組むことも重要です。さらに、ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人が住み慣れた地域の中でいきいきと生活できるまちづくりを進めていきます。

4．地域で支える子育てと教育のまちづくり

活力と魅力にあふれたまちづくりを推進していくためには、その担い手となる「人」を育てることが重要な課題であり、子どもの生きる力を育み、調和のとれた人間として成長するため、家庭・学校・地域が連携して児童生徒の教育の充実を進め、さらには青少年の健全育成の推進を図ります。さらに、全ての市民がこころ豊かで生きがいを持って生活できるよう、生涯学習や、生涯スポーツ・レクリエーション、芸術文化に触れる機会などの環境整備に努めます。

5．都市内分権構築で市民参画・協働のまちづくり

市民のまちづくりに対する関心が高まる中、市民と行政がそれぞれの役割を理解しながら、まちづくりや防災安全など、さまざまな場面で市民がこれまで以上に力を発揮しやすい環境・仕組みを創造し、その支援に取り組んで参ります。

また、男女の固定的な観念にとらわれることなく、地域や職場などにおいて男女があらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて意識の高揚を図ります。

6．市民本位の行政のまちづくり

時代の変化を反映した行政需要や複雑・多様化する市民の要望に対し、柔軟に、しかも的確に対応するとともに、市民サービスを維持・向上していくためには、将来の世代に責任が持てる行財政基盤の確立が必要です。そのため、職員の意識改革を進め、行政評価システムの活用による、簡素で効率的な行財政運営の推進に取り組むとともに、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境づくりを進めるための情報の提供や公開を積極的に推進します。

将来都市像

早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた
イーハトーブはなまき

基本理念

市民参画・協働のまちづくり
強くて優しいまちづくり

政 策

1 地域資源の連携強化で産業振興のまちづくり

2 交流・移住人口増加で訪れたい・住みたいまちづくり

3 保健・医療・福祉のネットワーク
拡充で安心のまちづくり

4 地域で支える子育てと教育のまち
づくり

5 都市内分権構築で市民参画・協働
のまちづくり

6 市民本位の行政のまちづくり

第4節 計画の主要指標

1. 定住人口

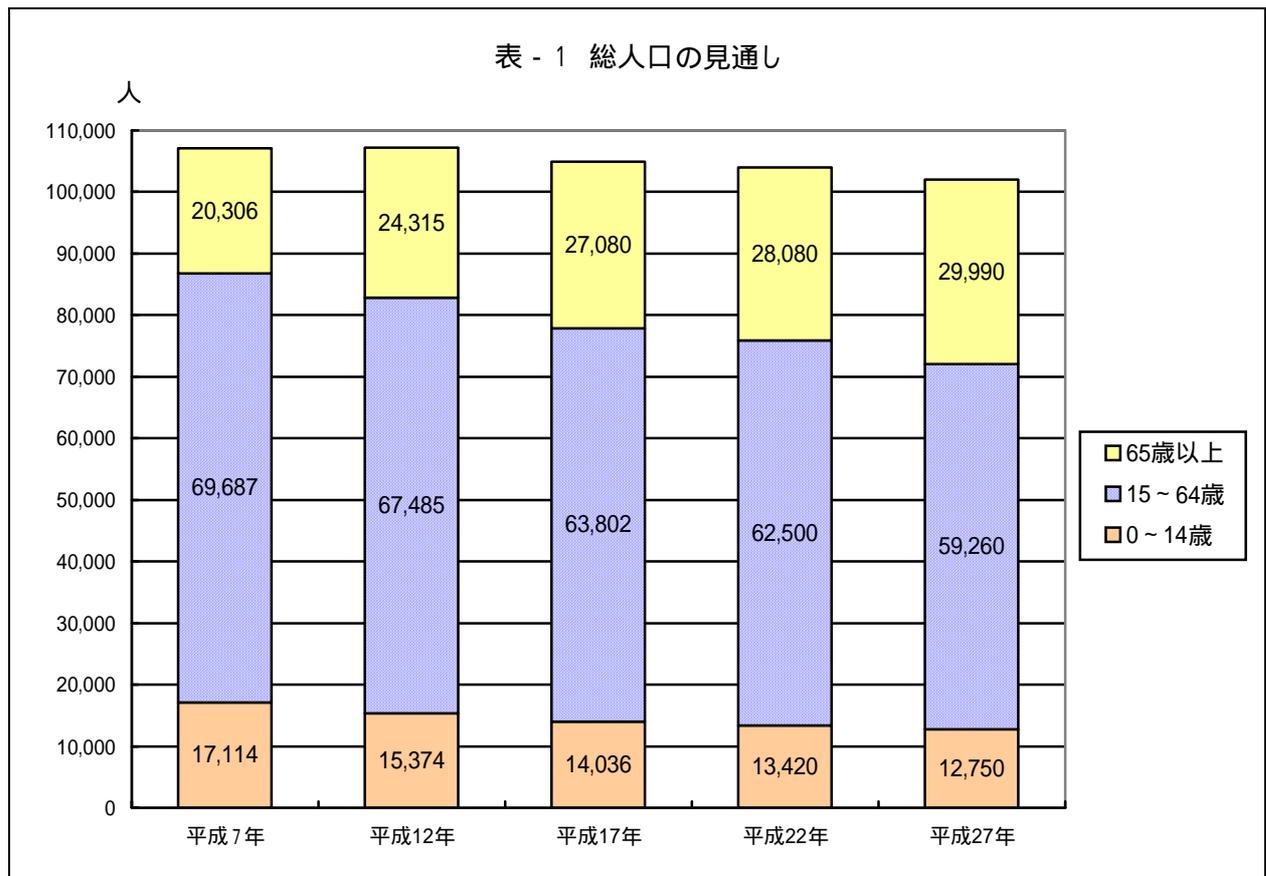
(1)人口

【表 - 1 総人口の見通し】

(単位:人、%)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口	割合								
総人口	107,112	100.0	107,175	100.0	105,028	100.0	104,000	100.0	102,000	100.0
0～14歳	17,114	16.0	15,374	14.3	14,036	13.4	13,420	12.9	12,750	12.5
15～64歳	69,687	65.0	67,485	63.0	63,802	60.8	62,500	60.1	59,260	58.1
65歳以上	20,306	19.0	24,315	22.7	27,080	25.8	28,080	27.0	29,990	29.4

資料 / 平成7年、12年、17年は国勢調査(各年10月1日現在) 平成22年以降は推計値
 国勢調査では年齢不詳があるため各年齢の計と総人口は一致しない



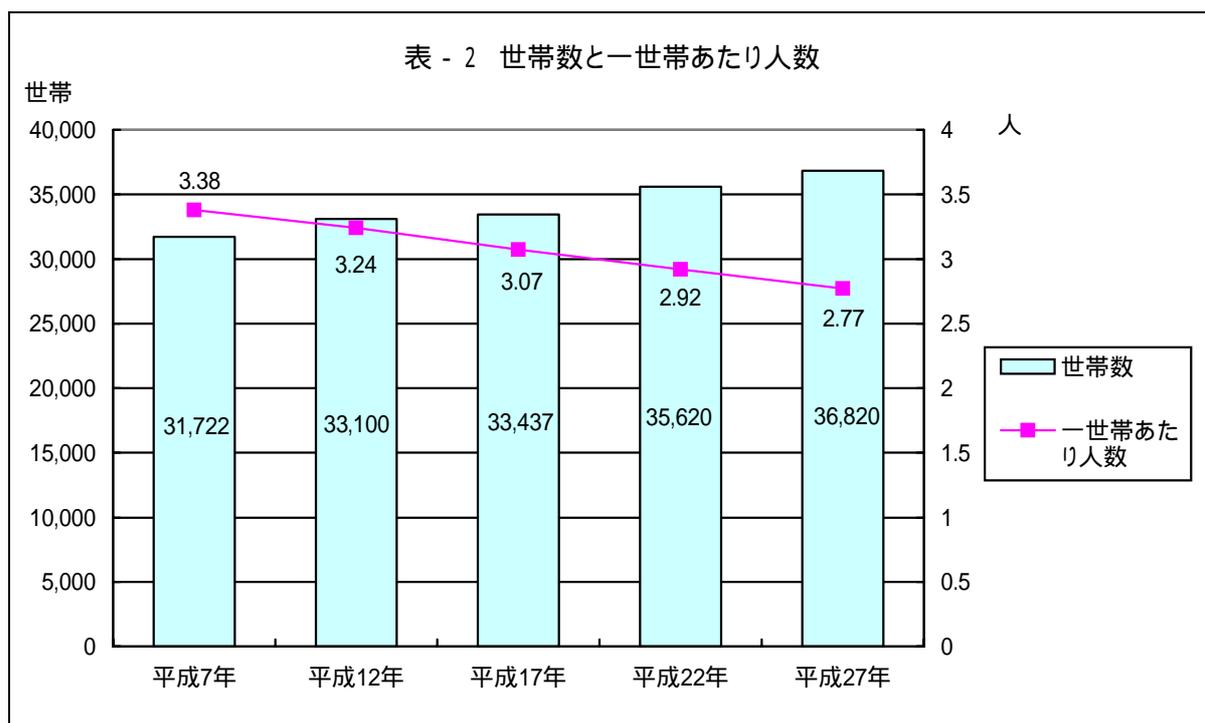
(2)世帯

【表 - 2 世帯数と一世帯あたり人数の見通し】

(単位：人、世帯)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数	31,722	33,100	33,437	35,620	36,820
一世帯あたり人数	3.38	3.24	3.07	2.92	2.77

資料 / 平成 7 年、12 年、17 年は国勢調査(各年 10 月 1 日現在)、平成 22 年以降は推計値



定住人口については、全国的な少子高齢化傾向の流れは顕著であり、平成 17 年には日本人の自然増加数が統計を取り始めた 1899 年(明治 32 年)以来初めて減少に転じました。

本市においてもこれまで増加傾向であった人口が平成 17 年の国勢調査では減少に転ずるなど、人口減少の流れとなっています。

年齢構成別では、年少人口(14 歳以下)と生産年齢人口(15 歳～64 歳)が減少傾向となり、老年人口(65 歳以上)は増加を続け、平成 27 年には総人口の 30%に近くなるなど、本格的な高齢社会となります。

世帯数については全国的に核家族化が進行し、本市においても世帯数が増加し、一世帯あたりの人口が減少を続けるものと思われます。

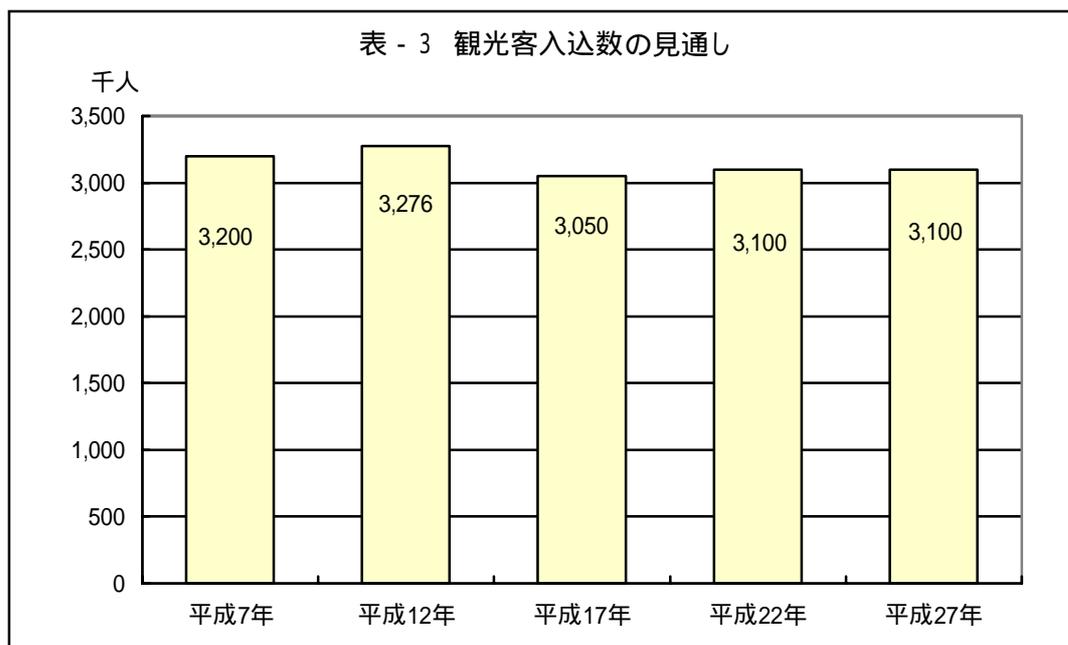
2 . 交流人口

【表 - 3 観光客入込数の見通し】

(単位：千人)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
計	3,200	3,276	3,050	3,100	3,100

資料 / 平成 7 年、12 年は岩手県統計年鑑、平成 17 年以降は推計値



交流人口については、観光客入込数を指標とします。その動向は、国土交通省のまとめた観光白書によると、平成 3 年のバブル経済崩壊後、国民一人当たりの国内宿泊観光回数、宿泊数ともに漸減傾向が続いており、観光客数は減少傾向と予測されています。

しかしながら、本市においては東北横断自動車道の延伸や、花巻空港の整備に伴う空港利用者の増加などが見込まれるほか、観光客誘致の各種施策の推進により、交流人口は横這い傾向を示すと予測されます。

3. 産業構造

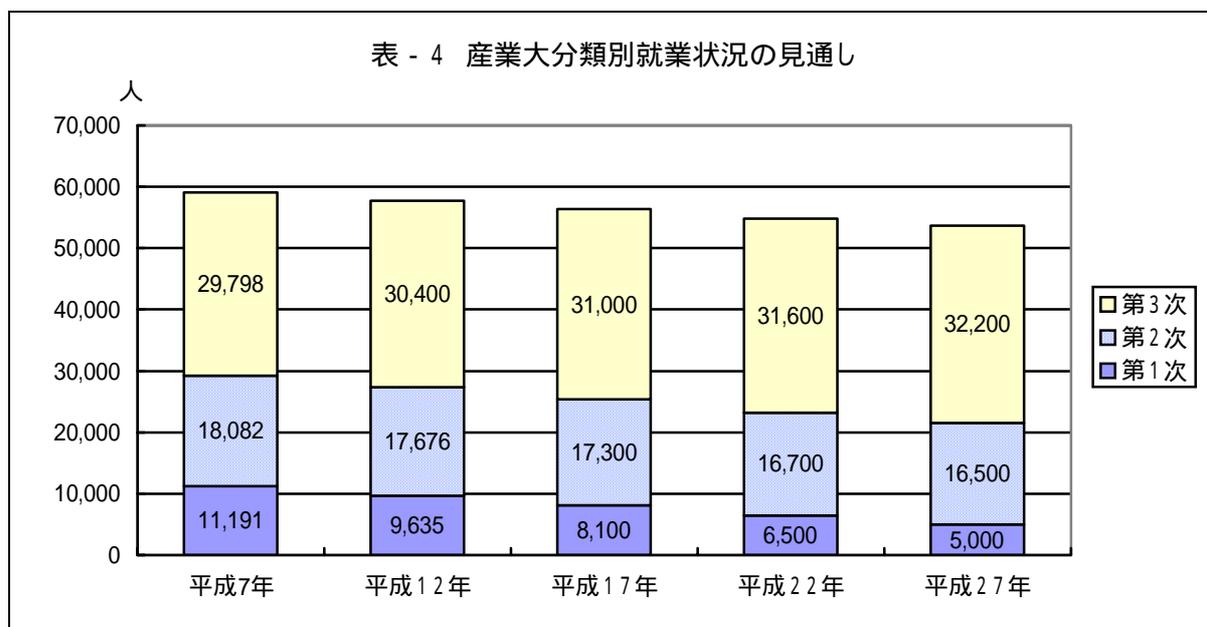
(1) 就業者

【表 - 4 産業大分類別就業状況の見通し】

(単位：人、%)

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	就業者	割合	就業者	割合	就業者	割合	就業者	割合	就業者	割合
就業者数	59,110	100.0	57,722	100.0	56,400	100.0	54,800	100.0	53,700	100.0
第 1 次	11,191	19.0	9,635	16.7	8,100	14.3	6,500	11.8	5,000	9.3
第 2 次	18,082	30.6	17,676	30.6	17,300	30.7	16,700	30.5	16,500	30.7
第 3 次	29,798	50.4	30,400	52.7	31,000	55.0	31,600	57.7	32,200	60.0

資料 / 平成 7 年、12 年は国勢調査(10 月 1 日現在)、平成 17 年以降は推計値
 国勢調査では分類不能産業があるため各産業の計と就業者数は一致しない



産業別就業者数については、これまでも第 1 次産業就業者が減少し、第 2 次産業就業者は横這い、第 3 次産業従事者が増加する傾向にあります。将来に渡ってもこの傾向は続くと思われます。

注 8) 産業 3 部門に含まれる産業大分類は次のとおり (第 1 次産業 : 「農業」、「林業」、「漁業」、第 2 次産業 : 「鉱業」、「建設業」、「製造業」、第 3 次産業 : 前記以外の産業)

(2)市内生産

【表 - 5 産業大分類別生産額の見通し】

(単位：百万円)

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	生産額	割合								
市内生産額	285,339	100.0	325,816	100.0	286,300	100.0	296,200	100.0	306,100	100.0
第 1 次	14,888	5.2%	9,775	3.0%	9,200	3.2	8,800	3.0	8,500	2.8
第 2 次	116,520	40.8%	137,929	42.3%	99,100	34.6	108,600	36.6	118,000	38.5
第 3 次	153,931	54.0%	178,112	54.7%	178,000	62.2	178,800	60.4	179,600	58.7

資料/平成 7 年、12 年「岩手県の市町村民所得」、平成 17 年以降は推計値
生産額は純生産に帰属利子を加えた額

産業別の生産額は、第 1 次産業で、天候その他の要因により増減がありますが、全体として減少傾向を示しており、今後もこの傾向が続くと思われます。

第 2 次産業については、誘致企業等の動向による増減はありますが、政府の経済分析によると地域経済の概況は踊り場を経て緩やかな回復へ向かうとされており、北海道・東北地方ではその傾向はやや弱含みとされています。本市においては、従来より企業誘致や起業化支援などにより、国と同じく増加傾向を続けると思われます。

第 3 次産業については、岩手県では卸・小売業や金融・保険業について好調な動きが見られるほか、本市においては、観光客の誘導によるサービス産業等への影響が見込まれ、全体として堅調な傾向を続けると思われます。

(3)市民分配所得

【表 - 6 市民分配所得の見通し】

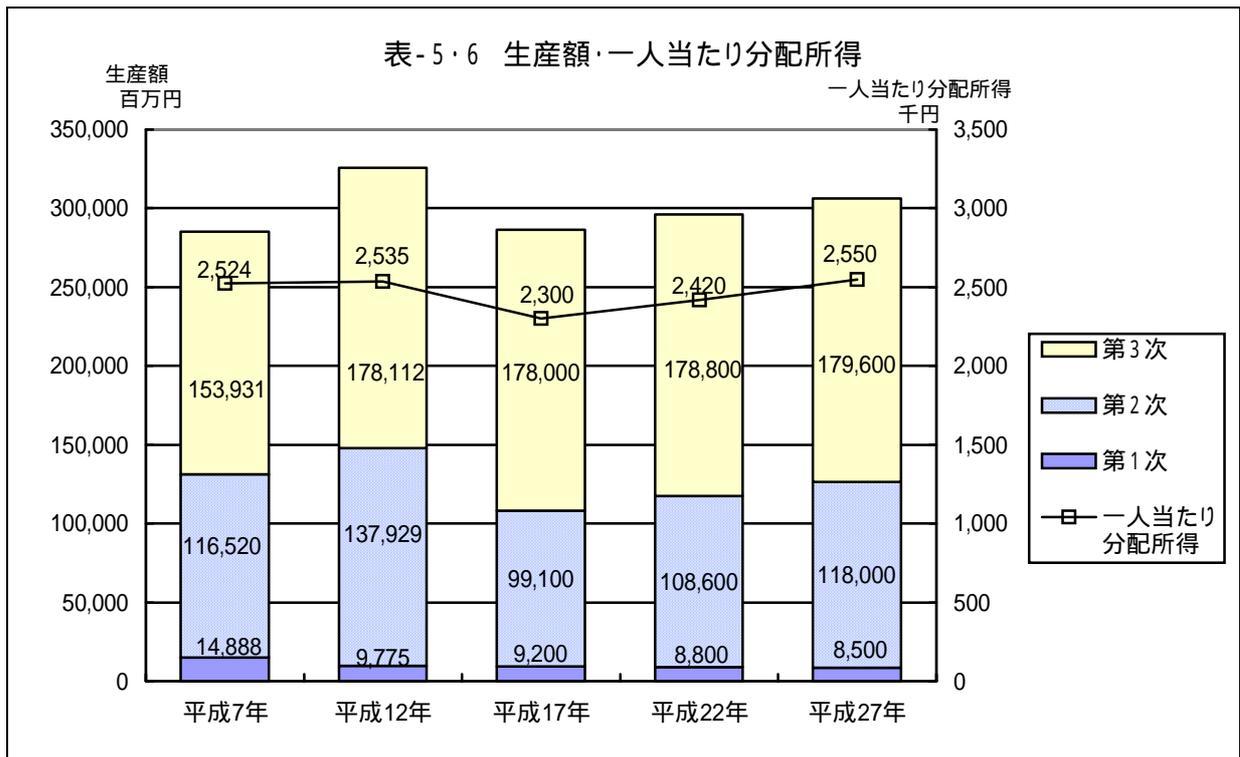
(単位：百万円、千円)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
市民分配所得	270,316	271,690	243,400	252,000	260,100
1 人あたり分配所得	2,524	2,535	2,300	2,420	2,550

資料/平成 7 年、12 年は「岩手県の市町村民所得」、平成 17 年以降は推計値

市民分配所得については、生産額の伸びに合わせ、増加が見込まれます。

また、少子化の進展に伴い定住人口の減少が見込まれることから、一人当たりの分配所得についても増加が続くと見込まれます。



第5節 土地利用の基本方向

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、市民が将来において生活を営み、生産活動を展開していくための重要な基盤です。

今後の土地利用については、豊かな森林と農地などの自然環境を可能な限り保全し、都市と農村が共存する特色を活かしながら、地域の均衡ある発展を基本に国土利用計画や各種関連法の適切な運用により総合的かつ計画的な有効利用を図り、住みたいまち・訪れたいまちづくりの実現に努めます。

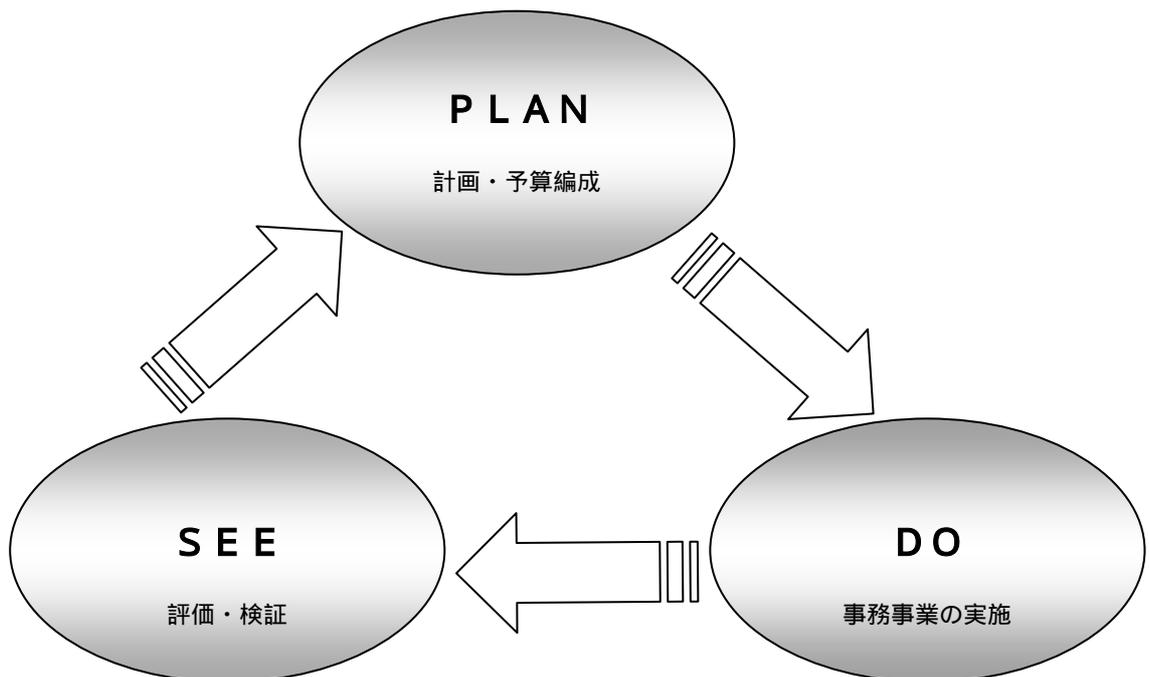
第6節 計画の進行管理

基本構想の将来都市像を具現化するため、基本計画に定められた方向性に沿って、各施策を推進することとなりますが、その計画の進行管理に当たっては、行政評価システムの活用により行います。

行政評価システムでは、政策、施策、基本事業、事務事業の政策体系の各段階において、成果指標と目標を設定します。成果指標と目標の設定にあたっては、進捗率や整備率など、事業の実施量（活動量）を表す項目ばかりでなく、市民の視点に立ち、市民にとってどうなればよいか、という項目を取り入れます。

また、これらの目標がどのくらい達成されたかを毎年度評価し、市民に公表することで、行政の透明性の確保と市民の視点に立った行政運営の確立を目指します。この評価システムを総合計画の政策体系に沿って機能させることにより、計画（PLAN）・実施（DO）・評価（SEE）のサイクルを確立しながら、計画の進行管理を行ってまいります。

行政評価システムのサイクル



市民憲章等検討委員会の「花巻市民憲章」素案について ご意見をお寄せください

市民憲章は、豊かな市民生活の実現に向けて、一人ひとりが心をつなげてまちづくりに取り組むことなどを目的に制定するものです。

これまで、合併後の新たな「花巻市民憲章」制定に向けて取り組みをすすめてきた結果、「花巻市市民憲章等検討委員会」による素案が出来ましたので、これを公表し、皆様からご意見を募集します。

1. 募集期間

平成 18 年 12 月 25 日（月）～平成 19 年 1 月 17 日（水）

2. 意見の提出方法

住所、氏名、意見を記入して、郵送、ファックスまたは電子メールで、花巻市政策企画部地域振興課に提出してください。（様式は問いません）

3. 意見の提出先

〒025-8601 花巻市花城町 9 番 30 号

花巻市政策企画部地域振興課

電話 0198-24-2111

ファックス 0198-24-4034

電子メール chishin@city.hanamaki.iwate.jp

4. その他

提出いただいたご意見は、市民憲章等検討委員会で内容を検討し、市民憲章の制定文案作成の参考とさせていただきます。なお、提出された意見に対する市民憲章等検討委員会の考え方は、市のホームページ等を通じてお知らせいたします。（個別の回答は行いませんのでご了承ください）

* 花巻市市民憲章等検討委員会

= 市民憲章の文案と市の花・鳥・木を検討する目的で設置された委員会。各団体の代表者、学識経験者、公募委員の計 19 名で構成され、平成 18 年度内に検討結果を市長に報告する予定。

「花巻市民憲章素案」の備え付け場所

	場 所
1	本庁 政策企画部地域振興課
2	行政情報センター
3	大迫総合支所 地域振興課
4	石鳥谷総合支所 地域振興課
5	東和総合支所 地域振興課
6	湯口公民館
7	湯本公民館
8	矢沢公民館
9	宮野目公民館
10	太田公民館
11	笹間公民館
12	花南公民館
13	内川目公民館
14	外川目公民館
15	亀ヶ森公民館
16	石鳥谷中央公民館
17	好地公民館
18	新堀公民館
19	八幡公民館
20	八重畑公民館
21	八日市公民館
22	大瀬川公民館
23	東和中央公民館（東和コミュニティセンター）

花巻市民憲章（素案）

わたくしたちは、花巻市民としての誇りをもち、早池峰の風かおる豊かな自然と文化を大切にし、力を合わせて明るいイーハトーブの実現をめざします。

- 1．じょうぶなからだを持ち 深い知性を育てます
- 1．すすんで働き 豊かなまちをつくります
- 1．ひととふるさとを愛し 世界への眼をひらきます

花巻市民憲章素案について

素案の基本的な考え方

地域の匂いが感じられる憲章
子どもの頃から親しみやすい憲章
表現の簡潔な憲章
唱和しやすい憲章

花巻市市民憲章等検討委員会では、上記の基本的な考え方をふまえ、さらに旧4市町民憲章の内容を包含し、音の響きも大切にしながら検討してきた結果、旧4市町の憲章の中で、最も簡潔な表現である旧花巻市の憲章を基本に素案を作成いたしました。

素案の説明

【前文について】

花巻市民としての誇り

花巻市民としての意識を高揚し、新市の一体感を醸成するため日常的に唱和すべき言葉として「花巻市民」としています。

早池峰の風かおる

新市の豊かな自然環境をあらわし、新市の将来都市像（新市建設計画・花巻市基本構想）との一体性をもたせています。

将来都市像「早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトープはなまき」

力を合わせて

人々の「心」を一つにするという意味を包含し、より積極的な「力」強さをあらわしています。

明るいイーハトープ

宮澤賢治の造語である「イーハトープ」を、「物心ともに豊かなまち 理想郷 花巻」と解するとともに、理想郷のイメージに「明るい」という言葉を加えることで、より簡潔かつ具体性のある表現としています。

【本文について】

3カ条とし、第1条目は、人間、個人の理想とする目標を心身にわたって表現しています。

第2条目は、理想とする社会性の目標を、勤労の重要性と充実した地域づくりという2面から表現しています。

第3条目は、築かれたすばらしい社会からさらに視野を広げ、大きく世界にはばたく姿を表現しています。